

住居確保給付金のしおり

（家賃補助）

住居を失うおそれのある方へ家賃を支給します

安城市役所福祉部社会福祉課福祉相談係（北庁舎1階）

平日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始を除く）

TEL:0566-71-2245

「住居確保給付金」のご案内

住居を失うおそれのある方へ家賃を支給します

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を失っている方、失うおそれのある方に対して、賃貸住宅の家賃を支給し、安定した住居の確保と就労支援を行います。

1 支給額 ※収入に応じて支給額が異なります

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
上限額 (月額)	37,000円	44,000円	48,100円	52,000円	58,000円

※収入額が基準額を超える場合は、以下の計算式により支給します。

$$\text{支給額} = \text{実際の家賃額} - (\text{収入額} - \text{基準額})$$

2 支給期間 原則として3か月（一定の要件により2回まで延長が可能）

※収入額を毎月確認させていただき、収入基準額を超えた場合は支給中止となります。

3 支給方法 市から賃貸住宅の貸主（大家）の口座へ直接振り込みをします。

4 支給要件

申請時に以下の①～⑧の要件にすべて該当する方が対象となります

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を失っている又は住宅を失うおそれがあること
- ② 申請日において離職等の日から2年以内であること
- ③ 離職等の日において主たる生計維持者であったこと
(離職後の離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も対象となります)
- ④ 申請月の世帯収入（同一の世帯に属する方も対象）が下表の「基準額＋家賃額」以下であること

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	基準額＋家賃額（上限）
1人	81,000円	37,000円	118,000円
2人	124,000円	44,000円	168,000円
3人	159,000円	48,100円	207,100円
4人	197,000円	48,100円	245,100円
5人	235,000円	48,100円	283,100円
6人	273,000円	52,000円	325,000円

※児童扶養手当・児童手当等特定の目的のために支給されている手当は収入算定から除外

⑤ 申請日において、世帯の合計金融資産（預貯金額等）が下表以下であること

1人	2人	3人	4人以上
48.6万円	74.4万円	95.4万円	100万円

※債権・株式・投資信託・NISA・暗号資産も資産に含む

⑥ 求職活動要件

ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う。または、本人の責によらない理由等により収入が減少している方のうち、自営業者で経営改善のための取り組みを行うことが自立の促進に資すると認められる方は、経営相談先に相談の申込みをし、自立に向けた活動を行うこと

【離職、廃業、休業等（就労を目指す方）】

必要とされる求職活動要件			
自立相談支援機関での相談 (月4回以上)	企業等への応募 (原則週1回以上)	ハローワーク等での職業相談 (月2回以上)	プランに沿った活動 (家計相談)
必須	必須	必須	必須

【個人自営業等（事業再生等を目指す方）】

必要とされる求職活動要件			
自立相談支援機関での相談 (月4回以上)	経営相談先での経営相談 (原則月1回以上)	給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 (月1回以上)	プランに沿った活動 (自営業者向けセミナー等への参加など)
必須	必須	必須	必須

●2回目の延長における求職活動についてはハローワーク等での求職活動を行うものとする。

⑦ 自治体等が実施する類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと

⑧ 申請者及び同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員ではないこと

5 支給の停止、中断及び再開

病気やケガによって求職活動ができなくなった場合には支給を停止します。ただし病気やケガから回復し、求職活動を行う事が可能になった後、受給者本人から希望があれば支給を再開することができます。

6 支給の中止

- (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合
- (2) 受給者が常用就職し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。またその報告を怠った場合
- (3) 支給決定後、住居から退去した場合
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合

7 不適正受給があった場合

虚偽の申請等、不適性受給に該当することが判明した場合は既に支給した給付金の全額または一部について返還を求めるとともに、以降の支給も中止します。

8 申請に必要なもの

No	書類等	内 容
(1)	市が配布する 申請書等	① 住居確保給付金申請書→申請者記載 ② 住居確保給付金申請時確認書→申請者記載 ③ 入居予定住宅に関する状況通知書→不動産業者、大家記載
(2)	本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本の写し、在留カードなど
(3)	離職等関係書類	① 離職・廃業（離職等から2年以内であることが確認できる書類） 離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届など ② 休業等（収入減少） 収入減少、その理由が確認できる書類（会社からの休業等を命じられた文書、シフト表、契約変更が確認できる資料） →提出できない場合は、就業機会の減少に関する申立書を提出
(4)	収入関係書類 （世帯全員分）	給与明細（世帯全員の直近3か月分）、雇用保険受給資格者証、年金手帳、年金証書、各種福祉手帳等
(5)	全ての預金通帳等 （世帯全員分）	世帯全員の通帳・ネットバンクの写し （通帳は直近まで記帳してお持ちください） 債権・株式・投資信託・NISA・暗号資産の分かるものの写し
(6)	ハローワークの 求職番号等	下記のいずれか ① ハローワークの求職番号 ② 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称
(7)	賃貸借契約書	家賃、共益費等の内訳が確認できるもの